

令和 2 年

西条市議会第 2 回 3 月定例会提出議案書

西 条 市



## 目 次

議案第 2 号	令和元年度西条市一般会計補正予算（第7回） について . . . . .	別冊
議案第 3 号	令和元年度西条市介護保険特別会計補正予算 （第4回）について . . . . .	〃
議案第 4 号	令和元年度西条市公共下水道事業特別会計補正 予算（第5回）について . . . . .	〃
議案第 5 号	令和元年度西条市港湾上屋事業特別会計補正予 算（第1回）について . . . . .	〃
議案第 6 号	令和元年度西条市壬生川財産区特別会計補正予 算（第1回）について . . . . .	〃
議案第 7 号	令和元年度西条市後期高齢者医療保険特別会計 補正予算（第2回）について . . . . .	〃
議案第 8 号	令和2年度西条市一般会計予算について . . . . .	〃
議案第 9 号	令和2年度西条市国民健康保険特別会計予算に ついて . . . . .	〃
議案第10号	令和2年度西条市介護保険特別会計予算につい て . . . . .	〃
議案第11号	令和2年度西条市簡易水道事業特別会計予算に ついて . . . . .	〃
議案第12号	令和2年度西条市港湾上屋事業特別会計予算に ついて . . . . .	〃
議案第13号	令和2年度西条市ひうち地域振興整備事業特別 会計予算について . . . . .	〃
議案第14号	令和2年度西条市土地開発事業特別会計予算に ついて . . . . .	〃
議案第15号	令和2年度西条市小松地域交流事業特別会計予 算について . . . . .	〃
議案第16号	令和2年度西条市本谷温泉事業特別会計予算に ついて . . . . .	〃
議案第17号	令和2年度西条市畑地かん水事業特別会計予算 について . . . . .	〃
議案第18号	令和2年度西条市庄内財産区特別会計予算につ いて . . . . .	〃
議案第19号	令和2年度西条市壬生川財産区特別会計予算に	

	について . . . . .	〃
議案第 20 号	令和 2 年度西条市後期高齢者医療保険特別会計 予算について . . . . .	〃
議案第 21 号	令和 2 年度西条市水道事業会計予算について . . . . .	〃
議案第 22 号	令和 2 年度西条市病院事業会計予算について . . . . .	〃
議案第 23 号	令和 2 年度西条市公共下水道事業会計予算につ いて . . . . .	〃
議案第 24 号	西条市ふるさとづくり寄附金条例について . . . . .	1
議案第 25 号	西条市固定資産評価審査委員会条例の一部を改 正する条例について . . . . .	5
議案第 26 号	西条市手数料条例の一部を改正する条例につい て . . . . .	9
議案第 27 号	西条市乳幼児健康支援デイサービス施設設置及 び管理条例の一部を改正する条例について . . . . .	1 5
議案第 28 号	西条市特定教育・保育施設及び特定地域型保育 事業の運営に関する基準を定める条例の一部を 改正する条例について . . . . .	1 9
議案第 29 号	西条市ひうちクリーンセンター設置及び管理条 例の一部を改正する条例について . . . . .	5 7
議案第 30 号	西条市印鑑条例の一部を改正する条例について . . . . .	6 1
議案第 31 号	西条市市営住宅設置及び管理条例及び西条市小 集落改良住宅設置及び管理条例の一部を改正す る条例について . . . . .	6 5
議案第 32 号	西条市小松地域交流施設整備基金条例を廃止す る条例について . . . . .	7 3

議案第24号

西条市ふるさとづくり寄附金条例について

西条市ふるさとづくり寄附金条例を次のように定める。

令和2年2月25日提出

西条市長 玉井敏久

## 西条市ふるさとづくり寄附金条例

### (目的)

第1条 この条例は、西条市のまちづくりに共感し、ふるさととして大切に思う人々の寄附を通じて、寄附者の社会的投資を具体化し、もって多様な人々の参加による個性あふれるふるさとづくりに資することを目的とする。

### (事業の区分)

第2条 前条に規定する寄附者の社会的投資を具体化するための事業は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 健やかに生き生きと暮らせる福祉のまちづくりに関する事業
- (2) 豊かな自然と共生するまちづくりに関する事業
- (3) 快適な都市基盤のまちづくりに関する事業
- (4) 災害に強く安全で安心して暮らせるまちづくりに関する事業
- (5) 豊かな心を育む教育文化のまちづくりに関する事業
- (6) 活力あふれる産業振興のまちづくりに関する事業
- (7) 協働のまちづくりの推進に関する事業
- (8) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）別表に掲げる活動、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）別表各号に掲げる種類の事業又は前各号若しくは次号に掲げる事業を行う団体で規則で定めるものが実施する公益的な事業
- (9) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために市長が必要と認める事業

### (寄附金の指定等)

第3条 寄附者は、自らの寄附金の使途を前条各号に規定する事業のうちから指定できるものとする。

- 2 この条例に基づいて収受した寄附金のうち、前項に規定する使途の指定がない寄附金については、前条各号に規定する事業のうちから市長が事業の指定を行うものとする。

### (基金の設置)

第4条 寄附者から収受した寄附金を適正に管理運用するため、当該寄附金の全部又は一部を原資として、西条市ふるさとづくり基金（以下「基金」という。）を設置する。

### (他の基金条例における寄附金の管理)

第5条 寄附者から収受した寄附金は、前条の規定にかかわらず、使途に応じて、別に条例で定める基金において管理することができる。

### (基金の積立て)

第6条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）

) の定めるところによる。

(基金の管理)

第7条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(基金の運用益金の処理)

第8条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、第1条の目的を達成するため、第2条各号に規定する事業に要する経費に充てるものとする。

2 前項の規定による場合のほか、基金の運用から生じる収益は、予算に計上して、基金に積み立てることができる。

(基金の繰替運用)

第9条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(基金の処分)

第10条 基金は、第1条の目的を達成するため、第2条各号に規定する事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

#### 提案理由

西条市のまちづくりに共感し、ふるさととして大切に思う人々の寄附を通じて、寄附者の社会的投資を具体化し、もって多様な人々の参加による個性あふれるふるさとづくりに資することを目的として、所要の条例を制定しようとするものである。

議案第 25 号

西条市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

西条市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 25 日提出

西条市長 玉井敏久

西条市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

西条市固定資産評価審査委員会条例（平成16年西条市条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(書面審理)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律</u>（平成14年法律第151号）<u>第6条第1項</u>の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>(書面審理)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律</u>（平成14年法律第151号）<u>第3条第1項</u>の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。</p> <p>3～5 (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 提案理由

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）の一部が施行されたことに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。



議案第 26 号

西条市手数料条例の一部を改正する条例について

西条市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 25 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

西条市手数料条例の一部を改正する条例

西条市手数料条例（平成16年西条市条例第55号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）			
種類	単位	金額	摘要	種類	単位	金額	摘要
1～118（略）				1～118（略）			
119 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査 (1)（略） (2) その他の場合 ア 1戸建ての住宅 (ア) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)(i)及びロ(1)に掲げる基	1件			119 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査 (1)（略） (2) その他の場合 ア 1戸建ての住宅 (ア) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1) 及びロ(1)に掲げる基	1件		

準		準（以下
		「性能基
		準」とい
による		う。）によ
る審査		る審査
a、b		a、b
(略)		(略)
(イ) 同号イ(		(イ) 同号イ(
2)(i)及び		2)及びロ(
ロ(2)に掲		げる基準
げる基準		による審
による審		査
査		
a 20	19, 2	
0平方	00円	
メートル		
未満		
b 20	20, 7	
0平方	00円	
メートル		
以上		
(ウ) 同号イ(		(イ) 同号イ(
3)及びロ(		2)及びロ(
3)に掲げ		る基準
る基準(		以下「仕
以下「仕		様基準」
様基準」		という。)
という。)		による審
による審		査
査		
a、b		a、b
(略)		(略)
イ 共同住宅		イ 共同住宅
等		等
(ア) 同号イ(		(ア) 性能基

<p>1)及びロ(1)による審査 a～d (略)</p> <p>(イ) 同号イ(2)(ii)及びロ(2)に掲げる基準による審査</p> <p>a 2戸 以上4戸以下</p> <p>b 5戸 以上15戸以下</p> <p>c 16戸以上 45戸以下</p> <p>d 46戸以上</p>	<p>35,900円</p> <p>62,100円</p> <p>112,300円</p> <p>170,200円</p>	<p>準による審査 a～d (略)</p>	<p>準による審査 a～d (略)</p>
<p>(ウ) (略)</p> <p>エ 複合建築物</p>	<p>次に掲げる額を合算した金額</p> <p>(ア) 住戸の総戸数について、イ(ア)、</p>	<p>(イ) (略)</p>	<p>(イ) (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 複合建築物</p> <p>次に掲げる額を合算した金額</p> <p>(ア) 住戸の総戸数について、イ(ア)又</p>

	(イ)又は (ウ)に掲 げる戸 数の区 分に応 じ、そ れぞれ イ(ア)、 (イ)又は (ウ)に定 める金 額と同 一の額 (イ) (略)		は(イ) に掲 げる戸 数の区 分に応 じ、そ れぞれ イ(ア)又 は(イ) に定 める金 額と同 一の額 (イ) (略)
--	--	--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の西条市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

## 提案理由

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令（令和元年経済産業省・国土交通省令第3号）が施行されることに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

## 関係法令

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（手数料）

第227条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

（分担金等に関する規制及び罰則）

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。（以下略）

2、3 （略）

議案第 27 号

西条市乳幼児健康支援サービス施設設置及び管理条例の一部を改正  
する条例について

西条市乳幼児健康支援サービス施設設置及び管理条例の一部を改正する条例  
を次のように定める。

令和 2 年 2 月 25 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

西条市乳幼児健康支援デイサービス施設設置及び管理条例の一部を改正する条例

西条市乳幼児健康支援デイサービス施設設置及び管理条例（平成18年西条市条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前								
<p style="text-align: center;"><u>西条市病児・病後児保育施設設置及び管理条例</u></p> <p style="text-align: center;">（設置）</p> <p>第1条 <u>集団保育及び家庭</u>での保育が困難で、<u>病氣中又は病氣回復期</u>における児童の<u>病児・病後児保育</u>を行うことにより保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成に寄与する事業（以下「事業」という。）を実施するため、次の施設を設置する。</p> <table border="1" data-bbox="201 1220 783 1377"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西条市病児・病後児保育施設</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>病児</u> <u>病氣の回復期に至らないが、症状の急変が認められない児童をいう。</u></p> <p>(2) <u>病後児</u> <u>病氣の回復期にある児童をいう。</u></p> <p style="text-align: center;">（職員）</p> <p>第3条 <u>西条市病児・病後児保育施設</u>（以下「施設」という。）に必要な</p>	名称	位置	西条市病児・病後児保育施設	（略）	<p style="text-align: center;"><u>西条市乳幼児健康支援デイサービス施設設置及び管理条例</u></p> <p style="text-align: center;">（設置）</p> <p>第1条 <u>家庭</u>での保育が困難で、<u>病氣回復期</u>における児童の<u>デイサービス</u>を行うことにより保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成に寄与する事業（以下「事業」という。）を実施するため、次の施設を設置する。</p> <table border="1" data-bbox="807 1220 1390 1377"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西条市乳幼児健康支援デイサービス施設</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">（定義）</p> <p>第2条 この条例において「<u>病後児</u>」とは、<u>病氣の回復期にあることから集団保育が困難で、かつ、保護者が勤務の都合等により家庭で育児を行うことが困難であると認められる児童をいう。</u></p> <p style="text-align: center;">（職員）</p> <p>第3条 <u>乳幼児健康支援デイサービス施設</u>（以下「施設」という。）に必要な</p>	名称	位置	西条市乳幼児健康支援デイサービス施設	（略）
名称	位置								
西条市病児・病後児保育施設	（略）								
名称	位置								
西条市乳幼児健康支援デイサービス施設	（略）								

職員を置くことができる。

(使用許可対象者)

第4条 施設を使用できる者は、次のとおりとする。

(1) 次のいずれにも該当する病児又は

病後児

ア 市内に住所を有する者

イ 保育所、認定こども園、幼稚園、地域型保育施設若しくは認可外保育施設に入所している児童又は小学校の第1学年から第6学年までに在学している児童

ウ 医療機関による入院を要しないが、安静の確保等の理由により集団保育が困難な児童

エ 当該児童の保護者が労働、傷病、出産その他やむを得ない理由により、一時的に家庭で保育を行うことが困難であると市長が認める者

(2) 前項に掲げるもののほか、病児又は病後児で、市長が特に必要と認めるもの

職員を置くことができる。

(使用許可対象者)

第4条 施設を使用できる者は、次のとおりとする。

(1) 市内に居住し、児童福祉法第39

条に規定する保育所、同法第59条に規定する認可外保育施設及び幼稚園に入所している児童並びに小学校の第1学年から第3学年までに在学している児童であって、病後児であるもの

(2) 前号に掲げるもののほか、病後児 \_\_\_\_\_ で、市長が特に必要と認めるもの

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 登録、使用申請その他必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

#### 提案理由

- 集団保育及び家庭での保育が困難で、病期中又は病気回復期における児童の病児
- ・病後児保育の拡充を図るため、所要の条例改正を行おうとするものである。

議案第 28 号

西条市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準  
を定める条例の一部を改正する条例について

西条市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 25 日提出

西条市長 玉井敏久

西条市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準  
を定める条例の一部を改正する条例

西条市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める  
条例（平成26年西条市条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示す  
ように改正する。

改正後	改正前
<p>(用語)</p> <p>第2条 この条例において使用する用語は、<u>法、子ども・子育て支援法施行令</u>（平成26年政令第213号。以下「<u>令</u>」という。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）において使用する用語の例による。</p> <p>(一般原則)</p> <p>第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）は、良質かつ<u>適切</u>であり、かつ、<u>子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。</u></p> <p>2～4 (略)</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った<u>教育・保育給付認定保護者</u>（以下「利用申込者」という。）に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務</p>	<p>(用語)</p> <p>第2条 この条例において使用する用語は、法_____</p> <p>_____及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）において使用する用語の例による。</p> <p>(一般原則)</p> <p>第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）は、良質かつ<u>適切な</u></p> <p>_____内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った<u>支給認定保護者</u>（以下「利用申込者」という。）に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務</p>

体制、利用者負担その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2～6 (略)

(利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第6条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第4項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法

体制、利用者負担その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2～6 (略)

(利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第6条 特定教育・保育施設は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第4項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法

第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4 前2項の特定教育・保育施設は、選考方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る教育・保育給付認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第7条 (略)

2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子

第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4 前2項の特定教育・保育施設は、選考方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第7条 (略)

2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども

どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法第73条第1項\_\_\_\_\_の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（受給資格等の確認）

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等を確認するものとする。

（教育・保育給付認定の申請に係る援助）

第9条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定の変更の認定の申請が遅くとも教育・保育給付認定保護者が受けている教育・保育給付認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りでない。

（心身の状況等の把握）

第10条 特定教育・保育施設は、特定

\_\_\_\_\_に係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項\_\_\_\_\_の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（受給資格等の確認）

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定保護者\_\_\_\_\_の提示する支給認定証によって、支給認定\_\_\_\_\_の有無、支給認定子ども\_\_\_\_\_の該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定\_\_\_\_\_の有効期間及び保育必要量等を確認するものとする。

（支給認定\_\_\_\_\_の申請に係る援助）

第9条 特定教育・保育施設は、支給認定\_\_\_\_\_を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 特定教育・保育施設は、支給認定\_\_\_\_\_の変更の認定の申請が遅くとも支給認定保護者\_\_\_\_\_が受けている支給認定\_\_\_\_\_の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りでない。

（心身の状況等の把握）

第10条 特定教育・保育施設は、特定

教育・保育の提供に当たっては、教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(小学校等との連携)

第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、教育・保育給付認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、教育・保育給付認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_を提供した際は、教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額

\_\_\_\_\_をいう。）

の支払を受けるものとする。

2 特定教育・保育施設は、法定代理受

教育・保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(小学校等との連携)

第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育（特別利用保育及び特別利用教育を含む。）以下この条及び次条において同じ。）を提供した際は、支給認定保護者

\_\_\_\_\_から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては法第28条第2項第3号に規定する市町村が定める額とする。）をいう。）の支払を受けるものとする。

2 特定教育・保育施設は、法定代理受



まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)、(2) (略)

(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用

---

---

---

---

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども  
77,101円

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども  
(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。

まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

(1)、(2) (略)

(3) 食事の提供に要する費用（法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）

） 57,700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円）

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

(4) (略)

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定

(4) (略)

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定

教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

5 特定教育・保育施設は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。

6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(施設型給付費等の額に係る通知等)

第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。

2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場

教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者\_\_\_\_\_に負担させることが適当と認められるもの

5 特定教育・保育施設は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者\_\_\_\_\_に対し交付しなければならない。

6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに支給認定保護者\_\_\_\_\_に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者\_\_\_\_\_に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(施設型給付費等の額に係る通知等)

第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費(法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において同じ。)の支給を受けた場合は、支給認定保護者\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。

2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場

合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を教育・保育給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定教育・保育に関する評価等)

#### 第16条 (略)

2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する教育・保育給付認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者（当該特定教育・保育施設の職員を除く。）による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第17条 特定教育・保育施設は、常に教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、教育・保育給付認定子ども又はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第18条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに教育・保育給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該教育・保育給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(教育・保育給付認定保護者に関する市町村への通知)

合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を支給認定保護者 \_\_\_\_\_ に対して交付しなければならない。

(特定教育・保育に関する評価等)

#### 第16条 (略)

2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する支給認定保護者 \_\_\_\_\_ その他の特定教育・保育施設の関係者（当該特定教育・保育施設の職員を除く。）による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第17条 特定教育・保育施設は、常に支給認定子ども \_\_\_\_\_ の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、支給認定子ども \_\_\_\_\_ 又はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第18条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに支給認定子ども \_\_\_\_\_ に体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該支給認定子ども \_\_\_\_\_ の保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(支給認定保護者 \_\_\_\_\_ に関する市町村への通知)

第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている教育・保育給付認定子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 教育・保育給付認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額

(6)～(11) (略)

(勤務体制の確保等)

第21条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 (略)

(教育・保育給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている支給認定子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額

(6)～(11) (略)

(勤務体制の確保等)

第21条 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 (略)

(支給認定子どもを平等に取り扱う原則)

第24条 特定教育・保育施設においては、教育・保育給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するかどうかによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第26条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(秘密保持等)

第27条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければな

第24条 特定教育・保育施設においては、支給認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するかどうかによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第25条 特定教育・保育施設の職員は、支給認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該支給認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第26条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、支給認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその支給認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(秘密保持等)

第27条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければな

らない。

- 3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該教育・保育給付認定子どもの保護者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第28条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る教育・保育給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

- 2 (略)

(苦情解決)

第30条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者その他の当該教育・保育給付認定子どもの家族(以下この条において「教育・保育給付認定子ども等」という。)からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 (略)

- 3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して

らない。

- 3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、支給認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該支給認定子どもの保護者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第28条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る支給認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

- 2 (略)

(苦情解決)

第30条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども又は支給認定保護者その他の当該支給認定子どもの家族(以下この条において「支給認定子ども等」という。)からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 (略)

- 3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども等からの苦情に関して

市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 (略)

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第32条 (略)

2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該教育・保育給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 (略)

4 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(記録の整備)

第34条 (略)

2 特定教育・保育施設は、教育・保育

市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び支給認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 (略)

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第32条 (略)

2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該支給認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 (略)

4 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(記録の整備)

第34条 (略)

2 特定教育・保育施設は、支給認定子

給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) (略)
  - (2) 第12条の規定による特定教育・保育  
の記録
  - (3) 第19条の規定による市町村への  
通知に係る記録
  - (4)、(5) (略)
- (特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。この条において同じ。）が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規

ども \_\_\_\_\_ に対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) (略)
  - (2) 第12条に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項の提供  
の記録
  - (3) 第19条に規定する 市町村への  
通知に係る記録
  - (4)、(5) (略)
- (特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。この条において同じ。）が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども \_\_\_\_\_ に対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども \_\_\_\_\_ の数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども \_\_\_\_\_ の総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規

定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、本章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ（イ）中「除く」とあるのは「除き、特別利用保育を受ける者を含む」とする。

（特別利用教育の基準）

第36条 特定教育・保育施設（幼稚園

定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_含むものとして、本章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とする

（特別利用教育の基準）

第36条 特定教育・保育施設（幼稚園

に限る。以下この条において同じ。)  
が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、本章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」

に限る。次項において同じ。)が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を含むものとして、本章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、第13条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学

とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「を除く」とあるのは「及び特別利用教育を受ける者を除く」とする。

(利用定員)

第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の \_\_\_\_\_ 利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業に あつては 1人以上5人以下、小規模保育事業A型（西条市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年西条市条例第20号）第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。）及び小規模保育事業B型（同条例第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項第1号において同じ。）に あつては \_\_\_\_\_ 6人以上19人以下、小規模保育事業C型（同条例第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4項において同じ。）に あつては \_\_\_\_\_ 6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業に あつては \_\_\_\_\_ 1人とする。

2 (略)

(内容及び手続の説明及び同意)

校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）」とあるのは「除く。）」とする

(利用定員)

第37条 特定地域型保育事業のうち、家庭的保育事業に あつては その利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数を \_\_\_\_\_ 1人以上5人以下、小規模保育事業A型（西条市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年西条市条例第20号）第28条に規定する小規模保育事業A型をいう \_\_\_\_\_。）及び小規模保育事業B型（同条例第31条に規定する小規模保育事業B型をいう \_\_\_\_\_。）に あつては その利用定員の数を 6人以上19人以下、小規模保育事業C型（同条例第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。）に あつては その利用定員の数を 6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業に あつては その利用定員の数を 1人とする。

2 (略)

(内容及び手続の説明及び同意)



とする。

3 前項の特定地域型保育事業者は、前項の選考方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る満3歳未満保育認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

#### 第40条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子ども

\_\_\_\_\_に係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(心身の状況等の把握)

第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、満3歳未満保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

とする。

3 前項の特定地域型保育事業者は、前項の選考方法をあらかじめ支給認定保護者\_\_\_\_\_に明示した上で、選考を行わなければならない。

4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る支給認定子ども\_\_\_\_\_に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

#### 第40条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども

\_\_\_\_\_に係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(心身の状況等の把握)

第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、支給認定子ども\_\_\_\_\_の心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

- (1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。
- (2) 必要に応じて、代替保育（特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。以下この条において同じ。）を提供すること。
- (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就

第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。この項において同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

- (1) 特定地域型保育の提供を受けている支給認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。
- (2) 必要に応じて、代替保育（特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう\_\_\_\_\_。）を提供すること。
- (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた支給認定子ども（事業所内保育事業を利用する支給認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就

学前子どもに限る。以下この号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合

学前子どもに限る。以下この号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

4 市長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であつて、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であつて、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

6 (略)

7 事業所内保育事業(第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。)を行う者については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、第1項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの(附則第5項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。)については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

9 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、満3歳未満保育認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、満3歳未満保育認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ を提供した際

2 (略)

3 事業所内保育事業を行う者であつて、第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のもの \_\_\_\_\_ については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、第1項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

4 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定子ども \_\_\_\_\_ について、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子ども \_\_\_\_\_ に係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条及び第50条において準用する第14条において同じ。)を提供した際

は、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額

\_\_\_\_\_をいう。）の支払を受けるものとする。

2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領（法第29条第5項（法第30条第4項の規定において準用する場合を含む。）の規定により市町村が支払う特定地域型保育に要した費用の額の一部を、教育・保育給付認定保護者に代わり特定地域型保育事業者が受領することをいう。）を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（法第29条第3項第1号に掲げる額

\_\_\_\_\_をいう。）を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（法第29条第3項第1号に掲げる額（その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額）をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合には法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）を、特定利用地域型保育を提供する場合には法第30条第2項第

は、支給認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額

（当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第3号に規定する市町村が定める額とする。）をいう。）の支払を受けるものとする。

2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領（法第29条第5項（法第30条第4項の規定において準用する場合を含む。）の規定により市町村が支払う特定地域型保育に要した費用の額の一部を、支給認定保護者に代わり特定地域型保育事業者が受領することをいう。）を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（法第29条第3項第1号に掲げる額（その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額）をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合には法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）を、特定利用地域型保育を提供する場合には法第30条第2項第

\_\_\_\_をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。

3 特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)～(3) (略)

(4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

5 特定地域型保育事業者は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支

3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額)をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。

3 特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

(1)～(3) (略)

(4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

5 特定地域型保育事業者は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支

払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。

- 6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(運営規程)

第46条 特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第50条において準用する第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 第43条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額

(6)～(11) (略)

(勤務体制の確保等)

第47条 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 特定地域型保育事業者は、特定地域

払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。

- 6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(運営規程)

第46条 特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第50条において準用する第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額

(6)～(11) (略)

(勤務体制の確保等)

第47条 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 特定地域型保育事業者は、特定地域

型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 (略)

(記録の整備)

第49条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 次条において準用する第12条の規定による特定地域型保育の記録

(3) 次条において準用する第19条の規定による市町村への通知に係る記録

(4)、(5) (略)

(準用)

第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以

型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 (略)

(記録の整備)

第49条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 次条において準用する第12条に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項の提供の記録

(3) 次条において準用する第19条に規定する市町村への通知に係る記録

(4)～(5) (略)

(準用)

第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業について準用する。この場合において、第14条第1項中「施設型給付費(法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において同じ。)」とあるのは「

上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）」と、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「特定教育・保育に係る施設型給付費」とあるのは「特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。第50条において準用する次項及び第19条において同じ。）に係る地域型保育給付費」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育に」とあるのは「特定地域型保育に」と、「特定教育・保育の」とあるのは「特定地域型保育の」と、「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「特定教育・保育を」とあるのは「特定地域型保育を」と、「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第23条中「運営規程」とあるのは「第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。

（特別利用地域型保育の基準）

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規

地域型保育給付費（法第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費を含む。以下この項において同じ。）」

と読み替えるものとする。

（特別利用地域型保育の基準）

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規

定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども

\_\_ (次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章(第40条第2項を除き、第50条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。次条第3項において同じ。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保

定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を含むものとして、本章(第39条第2項及び第40条第2項を除く。)の規定を適用する。

育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」と

あるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「第2項から第4項まで」とする。

（特定利用地域型保育の基準）

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付

（特定利用地域型保育の基準）

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども \_\_\_\_\_ に対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども \_\_\_\_\_ の数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども \_\_\_\_\_ （前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども \_\_\_\_\_ を含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を \_\_\_\_\_

費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳未満保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子どもに係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

#### 附 則

（特定保育所に関する特例）

- 2 特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。以下同じ。）が特定教育・保育を提供する場合にあっては、当分の間、第13条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども（特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）か

含むものとして、本章の規定を適用する。

#### 附 則

（特定保育所に関する特例）

- 2 特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。以下同じ。）が特定教育・保育を提供する場合にあっては、当分の間、第13条第1項中「（法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が）」とあるのは「（当該特定教育・保育施設が）」と、「定める額とする。」をいう。」とあるのは「定める額をいう。」

ら特定教育・保育（保育に限る。第19条において同じ。）を受ける者を除く。以下この項において同じ。」と、同条第2項中「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育（特定保育所における特定教育・保育（保育に限る。）を除く。）」

と、同条第3項中「額の支払を」とあるのは「額の支払を、市町村の同意を得て、」と、第19条中「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「法附則第6条第1項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」とし、第6条及び第7条の規定は適用しない。

と、同条第2項中「（法第27条第3項第1号に規定する額）」とあるのは「（法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額）」と、同条第3項中「額の支払を」とあるのは「額の支払を、市町村の同意を得て、」と、第19条中「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「法附則第6条第1項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」とし、第6条及び第7条の規定は適用しない。

（施設型給付費等に関する経過措置）

4 特定教育・保育施設が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特定教育・保育又は特別利用保育を提供する場合には、当分の間、第13条第1項中「法第27条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イに規定する市町村が定める額」と、「法第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額」とあるのは「法附則第9条第1項第2号ロ(1)に規定する市町村が定める額」と、同条第2項中「法第27条第3項第1号に規定する額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保

育に要した費用の額)」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イに規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）及び同号ロに規定する市町村が定める額」と、「法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）」とあるのは「法附則第9条第1項第2号ロ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）及び同号ロ(2)に規定する市町村が定める額」とする。

5 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供する場合には、当分の間、第43条第1項中「法第30条第2項第2号に規定する市町村が定める額」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する市町村が定める額」と、同条第2項中「法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）」とあ

<p>4 (略) (連携施設に関する経過措置)</p> <p>5 特定地域型保育事業者(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であつて、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して<u>10年</u>を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。</p>	<p>るのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)及び同号イ(2)に規定する市町村が定める額」とする。</p> <p>6 (略) (連携施設に関する経過措置)</p> <p>7 特定地域型保育事業者 _____ は、連携施設の確保が著しく困難であつて、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して<u>5年</u>を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。</p>
---	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和元年内閣府令第7号及び第8号）の施行に伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

議案第 29 号

西条市ひうちクリーンセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例  
について

西条市ひうちクリーンセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のよ  
うに定める。

令和 2 年 2 月 25 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

西条市ひうちクリーンセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例  
 西条市ひうちクリーンセンター設置及び管理条例（平成16年西条市条例第147号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(センターが処理する一般廃棄物)</p> <p>第2条 西条市ひうちクリーンセンター（以下「センター」という。）が処理する一般廃棄物（以下「廃棄物」という。）は、<u>次のとおり</u>とする。</p> <p><u>(1) し尿</u></p> <p><u>(2) 浄化槽汚泥</u></p> <p><u>(3) 生ごみその他の資源化可能な有機性の廃棄物で規則で定めるもの</u></p>	<p>(センターが処理する一般廃棄物)</p> <p>第2条 西条市ひうちクリーンセンター（以下「センター」という。）が処理する一般廃棄物（以下「廃棄物」という。）は、<u>し尿及び浄化槽汚泥</u>とする。</p>

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

#### 提案理由

西条市ひうちクリーンセンターの施設の更新に伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。



議案第 30 号

西条市印鑑条例の一部を改正する条例について

西条市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 25 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

西条市印鑑条例の一部を改正する条例

西条市印鑑条例（平成16年西条市条例第153号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(登録資格)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の者については印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）</u></p> <p>(登録印鑑の制限)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 市長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載<u>（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）</u>がされている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。</p> <p>(印鑑登録原票)</p> <p>第7条 市長は、印鑑登録原票を備え、印影のほか次に掲げる事項を登録す</p>	<p>(登録資格)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の者については印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 成年被後見人</u></p> <p>(登録印鑑の制限)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 市長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載_____</p> <p>_____がされている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。</p> <p>(印鑑登録原票)</p> <p>第7条 市長は、印鑑登録原票を備え、印影のほか次に掲げる事項を登録す</p>

<p>る。</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載 _____ _____ _____ _____） _____がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあつては氏名及び当該通称)</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>る。</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載 <u>（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）</u>がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあつては氏名及び当該通称)</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p>
--	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 提案理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）が施行されたことに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

議案第 3 1 号

西条市市営住宅設置及び管理条例及び西条市小集落改良住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について

西条市市営住宅設置及び管理条例及び西条市小集落改良住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 2 5 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

西条市市営住宅設置及び管理条例及び西条市小集落改良住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例

(西条市市営住宅設置及び管理条例の一部改正)

第1条 西条市市営住宅設置及び管理条例（平成16年西条市条例第194号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(敷金)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、市は敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は市に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充ててを請求することができない。</u></p> <p><u>4 第1項に規定する敷金は、入居者が市営住宅を明け渡すとき、これを還付する。ただし、賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。</u></p> <p><u>5 (略)</u></p>	<p>(敷金)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 第1項に規定する敷金は、入居者が市営住宅を明け渡すとき、これを還付する。ただし、未納の家賃</u></p> <hr/> <p><u>又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。</u></p> <p><u>4 (略)</u></p>
<p>(修繕費用の負担)</p> <p>第21条 市営住宅及び共同施設の修繕に要する費用は、<u>市長がその修繕に要する費用を入居者が負担するものとして定めるものを除いて</u></p> <hr/> <p>市の負担とする。</p>	<p>(修繕費用の負担)</p> <p>第21条 市営住宅及び共同施設の修繕に要する費用（<u>畳の表替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く。</u>）は、市の負担とする。</p>

<p>2 (略)</p> <p>3 入居者の責めに帰すべき事由によって市営住宅及び共同施設の修繕の必要が生じたときは、<u>第1項</u>の規定にかかわらず、入居者は、市長の選択に従い、修繕し、又はその費用を負担しなければならない。</p> <p>(入居者の費用負担義務)</p> <p>第22条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>前条第1項において市が負担することとされているもの</u>以外の市営住宅及び共同施設の修繕に要する費用 (住宅の明渡請求)</p> <p>第42条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に<u>法定利率</u>による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 入居者の責めに帰すべき事由によって<u>第1項</u>に掲げる_____修繕の必要が生じたときは、<u>同項</u>の規定にかかわらず、入居者は、市長の選択に従い、修繕し、又はその費用を負担しなければならない。</p> <p>(入居者の費用負担義務)</p> <p>第22条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>前条第1項に規定するもの</u>_____以外の市営住宅及び共同施設の修繕に要する費用 (住宅の明渡請求)</p> <p>第42条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に<u>年5分の割合</u>による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。</p> <p>4～6 (略)</p>
--	---

(西条市小集落改良住宅設置及び管理条例の一部改正)

第2条 西条市小集落改良住宅設置及び管理条例(平成16年西条市条例第195号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(住宅入居の手続)</p> <p>第7条 改良住宅の入居を許可された者は、許可のあった日から10日以内に次に掲げる手続をしなければならない。</p> <p>(1) 市内に居住し、市長が適当と認める<u>連帯保証人</u>2人の連署する請書を提出すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長は、特別の事情があると認める者に対しては、第1項第1号の規定による請書に<u>連帯保証人</u>の連署を必要としないこととし、又は同項第2号に掲げる敷金の減免若しくは徴収の猶予をすることができる。</p> <p>4、5 (略)</p> <p>(敷金)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 <u>入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、市は敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は市に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充ててを請求することができない。</u></p> <p>3 <u>第1項</u>に規定する敷金は、入居者が改良住宅を立ち退くときこれを還付する。ただし、<u>賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行</u></p>	<p>(住宅入居の手続)</p> <p>第7条 改良住宅の入居を許可された者は、許可のあった日から10日以内に次に掲げる手続をしなければならない。</p> <p>(1) 市内に居住し、市長が適当と認める<u>保証人</u> 2人の連署する請書を提出すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長は、特別の事情があると認める者に対しては、第1項第1号の規定による請書に<u>保証人</u>の連署を必要としないこととし、又は同項第2号に掲げる敷金の減免若しくは徴収の猶予をすることができる。</p> <p>4、5 (略)</p> <p>(敷金)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 <u>前項</u>に規定する敷金は、入居者が改良住宅を立ち退くときこれを還付する。ただし、<u>未納の家賃、割増賃料</u></p>

又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除する。

4 (略)

(修繕費用の負担)

第15条 改良住宅の修繕に要する費用は、市長がその修繕に要する費用を入居者が負担するものとして定めるものを除いて、市の負担とする。

2 入居者の責めに帰すべき事由によって改良住宅の 修繕の必要が生じたときは、第1項の規定にかかわらず、入居者は、市長の選択に従い、修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

(入居者の費用負担義務)

第16条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。

(1) 電気、ガス、水道及び下水道の使用料

(2)、(3) (略)

(4) 前条第1項において市が負担することとされているもの以外の改良住宅の修繕に要する費用

又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除する。

3 (略)

(修繕費用の負担)

第15条 市長は、改良住宅の家屋の壁、基礎、土台、柱、はり、屋根及び階段並びに給水施設、排水施設(汚物処理そうを含む。)、電気施設、ガス施設、消火施設、共同じんかい処理施設及び道路の修繕に要する費用を負担するものとする。ただし、給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く。

2 前項に掲げるものを除くほか、改良住宅の修繕に要する費用は、規則で定めるところによりその全部又は一部を入居者に負担させることができる。

3 入居者の責めに帰すべき事由によって第1項に掲げる修繕の必要が生じたときは、同項の規定にかかわらず、入居者は、市長の選択に従い、修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

(入居者の費用負担義務)

第16条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。

(1) 電気、ガス及び水道                     の使用料

(2)、(3) (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日前に到来した支払期に係るこの条例による改正前の西条市市営住宅設置及び管理条例第 4 2 条第 3 項に規定する利息については、なお従前の例による。

#### 提案理由

民法の一部を改正する法律（平成２９年法律第４４号）が施行されることに伴い、  
所要の条例改正を行おうとするものである。



議案第 32 号

西条市小松地域交流施設整備基金条例を廃止する条例について

西条市小松地域交流施設整備基金条例を廃止する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 25 日提出

西条市長 玉井敏久

西条市小松地域交流施設整備基金条例を廃止する条例  
西条市小松地域交流施設整備基金条例（平成28年西条市条例第19号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和2年3月27日から施行する。

#### 提案理由

西条市小松地域交流施設整備基金の全部を処分し、小松地域交流施設の整備事業に充当するため、条例を廃止しようとするものである。